

住もっか「こさい」定住促進奨励金 Q&A

よくある質問をまとめました。制度について疑問などがある場合は、こちらをご覧ください。

1	Q	提出は、申請者本人が市役所へ持参する必要がありますか？
	A	提出は、申請者以外の方でも構いません。ただし、その場合は申請書の委任欄の記入をお願いいたします。なお、請求書は、郵送での提出が可能です。申請書は不可とします。
2	Q	勤労者住宅建設資金利子補給制度との併用は可能ですか？
	A	利子補給制度との併用はできません。
3	Q	新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金との併用は可能ですか？
	A	併用可能です。申請する際は、それぞれの申請の提出期限をご確認のうえ、ご利用ください。
4	Q	申請予定者は37歳で40歳未満ですが、配偶者が45歳で夫婦の合計年齢が80歳以上となってしまいます。この場合、奨励金の対象となりますか？
	A	対象にはなりません。申請者が結婚している場合は、夫婦の合計年齢が80歳未満の方が対象となり、40歳未満の規定は単身者の方のみに適用されます。
5	Q	結婚を機に市内に住宅を建築（購入）します。私は元々湖西在住ですが、配偶者は始めて湖西市民になります。「移住加算」の対象になりますか？
	A	対象にはなりません。申請時点でご夫婦の場合は、夫婦両名とも条件に該当する必要があります。
6	Q	現在、家族で市外に5年間継続して居住しています。湖西市内に住宅建築を予定していますが、住宅完成のタイミングが夏頃の予定です。小学校へ入学予定の子どもがおり、4月の入学から湖西市内の学校へ通わせたいため、一時的に湖西市内に居住しようと考えていますが、「移住加算」の対象から外れてしまいますか？
	A	対象になります。「移住加算」の基本は、対象住宅への転居日から直近過去3年間、湖西市内に住民登録をしていない方としていますが、こういった止むを得ない場合については、対象住宅の契約日時点から直近過去3年間、湖西市内に住民登録をしていない方といたします。なお、市内居住が幼稚園入園の必須要件となっている場合は同様に対象としますが、それ以外（保育園入園など）は対象外となりますのでご注意ください。

7	Q	住宅建築用の土地を令和元年10月1日より前に購入し、10月1日以降に住宅建設の契約を締結しましたが、奨励金の対象になりますか？
	A	対象になります。住宅建設（購入）に関する契約の初回契約が令和元年10月1日以降であれば対象となります。
8	Q	建売住宅を購入予定です。完成から1年少し経過した住宅ですが、新築扱いになりますか？
	A	新築扱いです。 未使用の住宅で保存登記から2年未満の住宅を新築住宅として取扱いをします。未使用の建売住宅でも、保存登記から2年以上が経過した場合は中古住宅としての取扱いとなりますので、ご注意ください。
9	Q	ハウスメーカーからの書類で契約書と申込書がありますが、どの書類を提出したら良いですか？
	A	【請負契約書】 依頼主と請負業者の名前・住所が明記されており、工事内容や請負代金、工事の期間や代金支払いの時期が記載された契約書の初回契約分。その契約書に、依頼主と請負業者の押印、並びに収入印紙が貼付してあるもののコピーを提出してください。 【売買契約】 売り主及び買い主の名前・住所が明記されており、購入した住宅の所在地や売買金額、引渡しの時期や代金支払いの時期等が記載された契約書の初回契約分。その契約書に、売り主及び買い主の押印、並びに収入印紙が貼付してあるもののコピーを提出してください。
10	Q	申請書提出に領収書のコピーが必要となりますが、ハウスメーカーから領収書が発行されません。どうしたら良いですか？
	A	申請者の方から、ハウスメーカー等への支払いを証明できる書類で代用可能ですので、日にち、金額、支払者、受領者がわかる書類を提出してください。 例：振込用紙の控え・受領者（ハウスメーカー等）が発行する支払証明 など
11	Q	妊娠中ですが、お腹の子どもは「子ども加算」の対象となりますか？
	A	対象になりません。ただし出産後であれば対象となりますので、出産予定日と申請書の提出期限（住宅の保存登記から6ヶ月以内）を踏まえ、申請書の提出時期を検討してください。
12	Q	15歳の高校生の子供がいますが、「子ども加算」の対象になりませんか？
	A	対象になりません。 「子ども加算」の対象の子どもは、申請書提出日の年度末時点で15歳以下の子どもですが、中学校3年生相当年齢以下の子どもが対象となります。

13	Q	「市内企業勤務加算」の対象となる正規職員とは、勤務日数や勤務時間に条件がありますか？
	A	特に条件はありません。雇用先が正規職員として雇用していれば対象となります。
14	Q	「市内企業勤務加算」の対象となるのは、申請者のみですか？
	A	対象となるのは、申請者の他、申請者が婚姻している場合は、申請者の配偶者も対象になります。同居する方であっても、子どもや、その他の親族は対象にはなりません。
15	Q	「市内金融機関加算」は市内に支店がある金融機関の、市外の支店も対象になりますか？
	A	対象になりません。対象になるのは市内の金融機関、市内の店舗で契約したものが対象となります。
16	Q	「就業証明書（様式任意）」は、いつ時点で取得したものが対象となりますか？
	A	申請書提出日の過去 1 か月以内に取得したものを提出してください。

その他、Q & Aを確認してもご不明な点は、お手数ですが、下記までお問合せください。

湖西市役所 企画政策課

TEL 053-576-4910 E-mail teiju@city.kosai.lg.jp